

# 議 事 運 営 規 則

第1条 この規則は本会会則第6条による各機関会議運営について定める。

第2条 各機関の招集は少なくとも20日前に議案を付して会長が行う。

第3条 総会は毎年1回開催する。

- (1) 会則7条による臨時総会は会長の要求、評議員会の要請により開催する。
- (2) 会議の運営は会長が提案する。
- (3) 総会は代議員の過半数の出席で成立し、出席代議員の2分の1以上の同意を得て決定する。
- (4) 代議員は地区及び支部の会員をもってこれにあてる。
- (5) 代議員は役員及び監査を兼ねることはできない。

第4条 評議員会は毎年2回以上開催する。

- (1) 評議員会は評議員の過半数の出席で成立し、出席者の2分の1以上の同意を得て決定する。
- (2) 評議員会の議長は評議員の互選による。
- (3) 評議員会の運営は会長が提案する。

第5条 総会においては、議事運営委員会を設けて議事の運営をする。

第6条 議事運営委員会はその都度地区及び支部の会員から選出して3名をもってあてる。議事運営委員の互選により委員長を置く。

第7条 議事運営委員会は次の事項を行う。

- (1) 議長の選出方法に関する事。
- (2) 議事日程の編成と変更に関する事。
- (3) 緊急動議の取扱に関する事。
- (4) 修正案の取扱に関する事。
- (5) その他議事運営に関する事。

第8条 議長の定数は次のとおりとする。

- (1) 総会においては議長2名。
- (2) 評議員会においては議長1名。

第9条 議長はその都度、総会においては代議員、評議員会においては評議員の中から選出する。

第10条 議長は会議の記録にあたる書記2名及び議事録署名人2名を指名する。

第11条 議長は会議の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営にあたる。